

議 第 7 1 号

会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例 の 制 定 に つ い て

本 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
を 下 記 の と お り 制 定 す る も の と す る 。

令 和 5 年 (2 0 2 3 年) 9 月 5 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 (令 和 元 年 条
例 第 1 7 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 事 務 補 助 の 部 1 級 の 項 中 「 6 , 9 6 5 円 」 を 「 6 , 9 8 3 円 」
に 、 「 9 1 5 円 」 を 「 9 5 6 円 」 に 改 め 、 同 表 技 術 職 の 部 1 級 の 項 中
「 6 , 9 0 9 円 」 を 「 7 , 1 9 6 円 」 に 、 「 9 8 7 円 」 を 「 1 , 0 2
8 円 」 に 改 め 、 同 表 技 能 職 の 項 中 「 6 , 9 0 9 円 」 を 「 7 , 1 9 6 円 」
に 、 「 9 8 7 円 」 を 「 1 , 0 2 8 円 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 5 年 1 0 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年9月24日条例第17号）

改正後						改正前					
別表（第2条、第8条関係）						別表（第2条、第8条関係）					
職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給	職種	職務の級	標準的な職務	月額	日額	時給
事務補助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	147,465円	6,983円	956円	事務補助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	147,465円	6,965円	915円
	2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	156,800円	7,029円	995円		2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	156,800円	7,029円	995円
	3級	相当高度の知識経験を必要とする窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	164,200円				3級	相当高度の知識経験を必要とする窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	164,200円		
技術職	1級	保育業務の補助又は専門員若しくはこれに相当する職（以下「専門員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	162,848円	7,196円	1,028円	技術職	1級	保育業務の補助又は専門員若しくはこれに相当する職（以下「専門員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	162,848円	6,909円	987円
	2級	高度の知識経験を必要とする専門員等又	179,220円	7,572円	1,313円		2級	高度の知識経験を必要とする専門員等又	179,220円	7,572円	1,313円

